大阪公立大学医学部附属病院入院用品提供事業
事業者募集要項

令和８年 11 月

公立大学法人大阪

大阪公立大学医学部附属病院入院用品提供事業　事業者募集要項

大阪公立大学医学部附属病院入院用品提供事業者（以下、「運営事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項、仕様書、財産賃貸借契約書等の関係資料をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、見積書等の必要書類をご提出のうえご応募ください。

1　公募物件

業務名	所在地	運営場所	備　　考
大阪公立大学医学部附属病院入院用品提供事業	大阪市阿倍野区旭町 1-5-7	大阪公立大学 医学部附属病院	仕様書別図のとおり

2　応募資格要件

次の要件を、応募書類提出時から運営事業者の決定時までの間すべてを満たしていること。

(1)次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第１項各号に掲げる者

(2)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3)会社更生法（平成14年法律第154号。以下、「新法」という。）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下、「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4)消費税及び地方消費税を完納していること。

(5)大阪市内に本店又は支店・営業所（店舗）があること。
(6)400 床以上の病院において、令和 3 年度から応募書類提出時までに、病院入院用品提供事業（自らが管理・運営するものに限る。）を 1 年以上継続して履行した契約実績を有していること。（現在履行中のものであっても、1 年以上の期間履行されていれば、その契約を実績として認める）
(7)営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
(8)本事業者募集要項及び「大阪公立大学医学部附属病院入院用品提供事業仕様書」の内容を遵守できること。
(9) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
(10) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当しないこと。

3　入院用品提供事業の条件

(1) 事業者の施設使用形態

事業者は、入院用品保管場所等の設置にかかり使用する部分について、公立大学法人大阪（以下、「本法人」という。）と財産賃貸借契約を締結し、該当場所を使用する。

(2)契約期間

初年度は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

ただし、契約書記載事項、募集要項及び仕様書記載事項に反しない限り、初回事業期間開始日から 5 年を超えない範囲で更新（1 回の更新における継続期間は 1 年以内とする。）することができる。【本法人の施設利用上の理由等により、必ずしも更新できるものではありません。】

なお、更新を希望しない場合は、期間満了の 6 か月前までに書面により意思表示すること。また、契約期間中には設置・撤去などの期間を含むものとする。

(3)施設使用料

施設使用料は、事業者が本法人に納入する入院用品保管場所等の設置にかかり使用する部分の固定使用料（50,000 円（月額・税別））に消費税相当額を加算した金額に、入院用品提供事業における毎月の売上総額（税込）に事業者が提案を行った納入比率（本法人へ納入する率）を乗じた金額を加えた金額を、財産賃貸借契約における契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。詳細は、仕様書 5.（イ）に記載のとおりである。

(4)振込手数料

事業者の負担とする。

(5)使用条件

詳細については、「大阪公立大学医学部附属病院入院用品提供事業仕様書」による。

(6)その他

入院用品保管場所等設置後、洗濯物回収カートの台数及び設置場所については、本法人と事業者が協議の上変更できるものとし、それに伴う費用は事業者が負担する。

4　運営事業者の決定

応募資格要件を満たし、有効な見積書を提出した者のうち、売上金額の納入比率（本法人へ納入する率）が 1 以上の整数で最も高い者を運営事業者とします。

5　現地見学について

現地見学を希望する場合は、以下のとおり個別に対応します。なお、質問についてはすべて質問書により受け付けますので、見学当日の質問は受け付けません。

なお、現地見学は必須ではありませんので、希望者のみ申込してください。

（１）受付期間

令和８年 11 月 26 日（木）～令和８年 12 月２日（水）

（２）受付先

「現地見学会参加申込書」（様式第３号）に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出してください。電子メールの送信後、主管課（11.担当課（2）に同じ）に電話にて確認を行ってください。後ほど、見学日時を主管課からご連絡します。

現地見学受付メールアドレス【gr-a-knja-kanjashien[at]omu.ac.jp】

※[at]を@に置き換えてください。

（３）見学日

令和８年 11 月 27 日（金）～令和８年 12 月４日（金）

※土日を除く

（４）参加人数

１事業者３名以内

６　応募申込み手続き

(1) 応募申込書類の受付期間

受付期間

令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 12 月 18 日（金）午後５時まで

(2) 申込みに必要な書類

応募申込みには、次の書類を各１部（会社概要のみ２部）提出してください。

①見積書

②誓約書（様式第１号）

③会社概要（会社のパンフレット等）

④営業実績報告書（様式第２号）

うち１件について実績を証明できる契約書等の写しを添付すること

⑤許認可等の免許証の写し（該当についてのみ）

⑥設置機器（洗濯物回収カート等）の仕様書

⑦登記簿謄本

ア.法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」のいずれか）

イ.個人の場合は、住民票（マイナンバーの記載がないもの）

⑧印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）

⑨納税証明書（直近１ヵ年分）

ア.固定資産税証明書

イ.市町村民税証明書

ウ.国税は納税証明書（(その３）または（その３の３）に限る。）

※ア、イ、ウの証明書をすべて提出してください。応募者が提出する見積書に記載の代表者の所在地において課税されている税金についての納税証明書をご提出ください。

※⑦～⑨は、発行日から３ヶ月以内とします。

7　契約手続き等

（1）運営事業者は、契約書に記名押印し、運営事業者決定の日の翌日から起算して、10 日以内（土・日・祝日を除く。）又は契約書作成依頼時に指定する期日までに契約担当者に提出してください。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができます。

（2）（1）の期間内に契約書の提出がない場合は、運営事業者又は契約の相手方としての権利を失います。

（3）運営事業者決定の日から契約締結の日までの期間において、運営事業者が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第３条の規定に該当した場合は、契約を締結しないものとします。

（4）（2）又は（3）により運営事業者が契約を締結しないときは、12 ヶ月分の固定使用料（税込）の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として徴収します。この場合、本法人は一切の責めを負わないものとします。

8　誓約書の提出

運営事業者は、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第５条第１項に規定する誓約書及び患者様の個人情報の保護に関する誓約書を契約締結までに提出するものとします。なお、運営事業者が誓約書を提出しないときは、運営事業者としての権利を失います。

9　運営事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取り消します。

①正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合。

②決定から事業開始までの間に、運営事業者の諸般の事情変化等により運営事業が確実に履行出来ないとき。

③著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと判断されたとき。

④運営事業者決定後、契約締結までに、運営事業者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当したとき。

⑤運営事業者決定後に、①～④により運営事業者の決定が取り消された場合は、次順位者の資格審査を行い、運営事業者を決定するものとします。

１０　その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）応募をした者は、応募後、仕様書、図面、設計書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

（3）資格審査は、見積合わせ後、最高の納入比率をもって有効な見積書を提出した者についてのみ実施します。

（4）この公告に定めのない事項については、本法人の定める諸規定及びその他各種法令の定めるところによります。

（5）契約の手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担とします。

（6）大阪府情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。

（７）本案件における契約条項について、契約書案の契約条項から変更できないものとします。

１１　担当課

（１）契約担当課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 財務課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町 1-5-7
TEL：06-6645-2811 FAX：06-6646-3463

（２）主管課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 患者支援課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町 1-5-7
TEL：06-6645-2857 FAX：06-6636-3539